

平成 24 年度岡山大学大学院社会文化科学研究科博士前期課程【9月募集】入学試験問題

講 座	比較国際法政
専門科目	国際私法

問題 1

日本の家電メーカーA社は、日本の電機部品メーカーB社の現地子会社である中国会社C社から電機部品を購入することとし、納品先はA社のベトナム工場、代金は円貨による旨の売買契約を日本において締結した。A社のベトナム工場は、主として東南アジア地域で販売されるA社の製品を製造していた。この事案について、以下の問いに答えなさい。なお、それぞれの問題は独立したものとして解答すること。

(1) C社からA社のベトナム工場に納品された部品の品質が不良なため、A社はC社に対して売買契約の解除と損害賠償を求め、C社の営業所がある日本において裁判を提起した。A社とC社間で締結された売買契約書には準拠法について定めた規定が存在しない場合、この契約の準拠法は何国法になるか。

(2) 日本人Dは、シンガポールを旅行中に、現地でA社の製品を購入し、それを使用していたところ、当該製品の欠陥によって負傷した。日本に帰国後、A社に対して同社製品の欠陥によって損害を被ったとして損害賠償の訴えを提起した。DのA社に対する損害賠償請求は何国法によるか。

問題 2

法の適用に関する通則法27条ただし書きの「日本人条項」が設けられた理由と同条項が適用されることから生じる問題点について述べなさい。

以上